

議第 35 号

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 5 年 2 月 24 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

令和 5 年度分国民健康保険税の税率及び税額を改めるため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

下呂市国民健康保険税条例（平成16年下呂市条例第103号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
第4条 削除	<u>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額 の資産割額）</u> 第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の5.00を乗じて算定する。

附 則

（施行規則）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の下呂市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

【参考資料】

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

令和5年度分国民健康保険税の税率及び税額を改めるため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 医療給付費分の資産割を廃止します。

(第4条関係)

(2) この条例は、令和5年4月1日から施行します。

(附則第1項関係)

(3) 改正後の下呂市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとします。

(附則第2項関係)

